食料・農業・農村政策審議会第１６回総合食料分科会

平成１９年２月２０日

農林水産省飯野ビル第１会議室

農林水産省

平成１９年2月２０日

農林水産省飯野ビル第１会議室

食料・農業・農村政策審議会

第 16 回総合食料分科会速記録

農 林 水 産 省

目　　次

１．開　　会 …… 1
１．総合食料局長ごあいさつ …… 2
１．中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定解除について …… 2
１．食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について …… 8
１．そ　の　他 …… 23
１．閉　　会 …… 34

開　　会

○今井流通課長　まだ定刻よりちょっと早いですけれども、委員の先生方、おそろいになられましたので、これから食料・農業・農村政策審議会第 16 回総合食料分科会を開催したいと思います。

私は流通課長の今井でございます。しばらく司会を担当させていただきます。

本日は、中央卸売市場の整備計画の変更と、中央卸売市場の開設区域の指定解除、三つ目は食品流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定につきまして御審議をいただきたいと思います。

委員の皆様方の出席状況ですけれども、安部委員、大木委員、神出委員が御欠席でございますけれども、13 名の委員の皆様に御出席いただいておりますので、審議会令９条の規定によりまして、本分科会は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元に１枚紙の資料一覧がございまして、その後にいろいろ資料がついてございます。

議事次第、委員の皆様方の名簿の後に、資料１－１、１－２といたしまして、中央卸売市場整備計画の関係につきまして、諮問文と横長の色刷りの紙。

資料２といたしまして、中央卸売市場開設区域の指定解除についての諮問の資料。

資料３－１といたしまして、これ以降は食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の関係でございますが、基本方針策定についての諮問文の１枚紙。資料３－２として、食品流通構造改善促進法の体系。３－３として、ヒアリングの概要。３－４として、基本方針案の概要。３－５として、基本方針の本文。３－６といたしまして、基本方針に係る施策の工程表、横長のものをつけさせていただいております。それから、資料３－７として、こちらも横長の関連資料をつけさせていただいております。

資料４－１といたしまして、食品リサイクル制度の見直しについて。資料４－２といたしまして、その見直しについての本文。資料４－３といたしまして、食品リサイクル小委員会の取りまとめに寄せられました御意見の概要と御意見に対する考え方についてという資料がついているかと思います。

その後ろに、参考資料といたしまして、卸売市場法、基本方針等の資料をつけさせていただいてございます。

御確認いただきまして、もし抜けている資料がありましたら、事務局に申し出ていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、上原分科会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

総合食料局長ごあいさつ

○上原分科会長　まず、総合食料局長から一言ごあいさつをお願いします。

○岡島総合食料局長　総合食料局長の岡島でございます。

委員の先生方には日ごろから、さまざまな面でお世話になっておりますこと、厚く御礼申し上げます。また、本日も御多用のところ、雨の中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日、審議いただきます事項につきましては、流通課長の今井から申し上げたとおりでございますけれども、これまで同様、皆様方の忌憚のない御意見をいただきまして、審議していただければと思います。

以上、簡単ですけれども、よろしくお願いいたします。

○上原分科会長　それでは、議事に入ります。

中央卸売市場整備計画の変更及び中央卸売市場開設区域の指定解除について

○上原分科会長　まず、議事次第３にあります「中央卸売市場整備計画の変更」及び「中央卸売市場開設区域の指定解除」につきまして、農林水産大臣から諮問されておりますので、事務局から諮問文をお読みいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池田卸売市場室長　卸売市場室長の池田でございます。

諮問文を朗読させていただきます。諮問案件は２件ございまして、資料１－１と資料２でございます。

まず資料１－１でございます。

18 総合第 1581 号

平成 19 年 2 月 20 日

食料・農業・農村政策審議会

会長　上 原 征 彦 殿

農林水産大臣　松 岡 利 勝

中央卸売市場整備計画の変更について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第５条第１項の規定に基づく中央卸売市場整備計画について別紙のとおり変更したいので、同条第５項において準用する同条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別紙の案の内容は後ほど御説明させていただきます。

次に資料２でございます。

18 総合第 1582 号

平成 19 年 2 月 20 日

食料・農業・農村政策審議会

会長　上 原 征 彦 殿

農林水産大臣　松 岡 利 勝

中央卸売市場開設区域の指定解除について（諮問）

標記について、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第７条第１項の規定に基づき、別紙のとおり中央卸売市場開設区域の指定を解除したいので、同条第２項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

これにつきましても、別紙の案の内容は後ほど説明させていただきます。

なお、本日の諮問及び答申の手続につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第９条第１項の規定によりまして、総合食料分科会の議決は食料・農業・農村政策審議会の議決とみなされております。

以上でございます。

○上原分科会長　ありがとうございました。

ただいまの諮問内容につきまして、事務局から御説明をお願いします。よろしくお願い

します。

○池田卸売市場室長　それでは、御説明させていただきます。失礼して、座って説明させていただきます。

まず、中央卸売市場整備計画の変更について御説明させていただきます。

御案内のように、卸売市場法では農林水産大臣は卸売市場整備基本方針に即して、中央卸売市場整備計画を策定して、それに基づいて中央卸売市場の整備を推進することとされております。本日は、この中央卸売市場整備計画の変更についてお諮りいたします。

お手元に資料１－２「中央卸売市場の再編措置の決定について」というカラーの１枚の資料がございます。これで主要な改正点、変更点を御説明させていただきます。

表題のすぐ下の黄色い四角にございますように、地方の中央卸売市場を中心に集荷力が低下してきており、流通の広域化などに即した卸売市場の適正な配置のあり方が重要になってきているところでございます。

このため、緑の矢印の下の大きな四角にございますように、平成 16 年の卸売市場法の改正によって、卸売市場の再編に配慮して整備基本方針を定めるとされたことに基づきまして、この分科会におきまして第８次卸売市場整備基本方針案、第８次中央卸売市場整備計画案について御審議、御了承いただいたところでありまして、この卸売市場の整備基本方針で中央卸売市場の再編基準、中央卸売市場整備計画で再編対象市場を定めてございます。

その後、再編対象市場で再編措置の内容を決定した市場が出てまいりました。これにつきましても、こちらの分科会で御審議、御了承いただきまして、中央卸売市場整備計画の一部を変更してございます。

これにつきましては、左下の現行というところに書かれてございますように、現在、釧路市中央卸売市場など７市場につきまして再編措置の内容を記載しているところでございます。今回の整備計画の変更でございますが、矢印の右側の変更後の四角の中に記述してございますように、呉市中央卸売市場、下関市中央卸売市場、それと佐世保市中央卸売市場干尽市場の花き部が平成 20 年４月、松山市中央卸売市場の中央市場の花き部と水産市場が平成 22 年度末までに地方卸売市場へ転換を図るということを決定いたしましたので、それらを整備計画に記載するというものでございます。

また、右の四角をごらんいただきたいのでございますが、呉市中央卸売市場、下関市中央卸売市場、それと松山市中央卸売市場の水産市場が平成 20 年４月あるいは平成 22 年度

末までに、それぞれ地方卸売市場に転換を図ることとしておりますので、その際に、これらの市場名を必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場の一覧表から削除するということでございます。

地方市場へ転換を図ることとしてございます市場は、このほかに佐世保市中央卸売市場干尽市場、松山市中央卸売市場の中央市場がございますけれども、これらの再編基準に該当いたします花き部のみについて地方卸売市場に転換いたします。青果部がこれらの市場にございますが、これらは中央卸売市場として存続をいたしますので、一覧表から削除する必要はございません。

次に、資料１－１の諮問の別紙として、中央卸売市場整備計画の変更案――これは新旧対照でお示ししております――、これらをごらんいただきたいと思います。ただいま御説明いたしました内容について、具体的に右側が現行、左側が変更案としてお諮りするものでございます。

こちらには施設の改善を図ることが必要と認められる中央市場、必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場及び改良造成または取得を必要とする施設を記述してございます。

まず、右の現行の欄の下の方に、必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場というのがございまして、その一番下に呉市中央卸売市場がございます。１ページおめくりいただきまして、下関市中央卸売市場、松山市中央卸売市場……。失礼いたしました。説明するところを間違えました。申しわけございませんでした。

整備計画変更案の別紙１－１の現行の部分でございます。ページでいくと１でございます。整備計画に別添１として運営の広域化、地方卸売市場への転換、その他再編措置への取り組みを推進することが必要と認められる中央卸売市場及び取り組む再編措置の内容が整理されているわけでございます。

１ページおめくりいただきまして、ただいま御説明いたしました呉市中央卸売市場ほか４市場すべてで、５市場について、現行では取り組む措置の内容が検討中とされているところでございます。これらの市場について、１ページお戻りいただきまして、左側の変更欄にございますように、それぞれ 20 年４月あるいは 22 年末まで、22 年度までに地方卸売市場へ転換を図ることが決定されましたことから、その旨、整備計画に記載するというものでございます。この別添１の変更でございますが、地方卸売市場への転換の必要な手続を速やかに進めるために、本年３月１日付けで行いたいと考えてございます。

次に、３ページをお開けいただきたいと思います。申しわけございません。先ほど途中まで御説明いたしました。

こちらの右の一番下の呉市中央卸売市場、１ページをおめくりいただきまして、下関市中央卸売市場、松山市中央卸売市場水産市場がございますが、これらは今後、地方卸売市場に転換して、中央卸売市場ではなくなるということでございますので、左側の変更案では、これらの市場名を削除することにしてございます。

この変更につきましては、呉市と下関市の中央卸売市場につきましては、地方卸売市場への転換が行われます平成 20 年４月１日付け、松山市につきましては平成 22 年度までで地方卸売市場への転換が図られた際に行うことを想定してございます。

それから、先ほどのポンチ絵での説明以外の変更がございます。これにつきまして、右側の４ページになりますか、１ページおめくりいただきまして、４ページの欄外をごらんください。下線の部分ですけれども、新潟市中央卸売市場（新設市場－茗荷谷・西山地区）及び名古屋市中央卸売市場（新設市場－南部地区）の整備に伴い、新潟市中央卸売市場及び名古屋市中央卸売市場高畑市場は廃止するとされております。

これらの市場は移転再整備を行うということで、再整備終了後、旧市場は廃止するということでございます。このことにつきまして、新潟市につきましては本年５月に新市場を開場する予定でございます。名古屋市につきましては、２月 18 日に新市場を開設しております。

したがいまして、１ページお戻りいただきまして、これらの市場の開場にあわせまして、右下の新潟市中央卸売市場あるいは名古屋市中央卸売市場高畑市場を削除いたしまして、上欄の市場名を新たに新しい市場として変更して記載をするということでございます。

この際、名古屋市につきましては名称が変わってございまして、名古屋市中央卸売市場南部市場となってございます。この変更につきまして、名古屋市に係る部分につきましては、既に新設市場、開場されておりますので、別添１の変更にあわせまして３月１日付けで行うということを考えております。新潟市に係る部分につきましては、新設市場の開場が予定されております５月 21 日以降、速やかに行いたいと考えてございます。

１ページおめくりください。行ったり来たりでまことに恐縮です。右の一番下に福岡市中央卸売市場臨海市場とございます。これは食肉を扱ってございます市場ですが、福岡市は、この市場につきまして食肉市場であるということを明確にするため、名称を左側の欄にございますように、福岡市中央卸売市場食肉市場に変更することとしております。した

がいまして、整備計画上も名称の変更を行おうというものでございます。この変更は、福岡市が名称変更を行うとしております５月１日以降、速やかに行いたいと考えてございます。

以上の整備計画の変更につきましては、関係地方公共団体からは異議がないという旨の回答をいただいているところでございます。

引き続きまして、開設区域の指定解除について御説明させていただきます。資料２の別紙につけてございます中央卸売市場開設区域の指定解除という資料をごらんください。

卸売市場法におきましては、農林水産大臣が中央卸売市場の開設区域を指定することになってございます。また、開設区域を指定あるいは変更しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くというふうに規定されてございます。

呉市中央卸売市場と下関市中央卸売市場につきましては、平成 20 年４月に地方卸売市場へ転換を図ることにしてございますので、その場合、開設区域を指定しておく意味がなくなります。このため、地方卸売市場への転換後に中央卸売市場の開設区域の指定を解除するというものでございます。

この指定区域の解除でございますが、平成 20 年４月１日に地方卸売市場へ転換がなされて以降、速やかに行う予定でございます。これにつきましても、関係地方公共団体からは、この指定解除について異議がないという旨の御回答をいただいております。

この二つの市場のほかに、松山市と佐世保市がございましたが、転換後も青果部が中央卸売市場として存続いたします。したがいまして、指定の解除は行いません。

以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

ただいまの議事次第３の諮問について、内容の御説明がありましたが、御意見、御質問等ありましたら、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

主として、中央卸売市場から地方卸売市場への転換、それから整備計画が進んでいって、そのプロセスの中で生まれた変更でございます。いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上原分科会長　どうもありがとうございます。

それでは、諮問がありました中央卸売市場整備計画の変更について、及び中央卸売市場開設区域の指定解除につきましては、当分科会としては妥当であることを認めたというこ

とでよろしいですね。ありがとうございました。

答申の手続等については、私にお任せいただきたいと思います。よろしくお願いします。

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について

○上原分科会長　次に、議事次第の４に移らせていただきます。食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について農林水産大臣から諮問されておりますので、事務局から諮問文の朗読をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○　今井流通課長　資料３－１をごらんいただきたいと思います。朗読いたします。

18 総合第 1584 号

平成 19 年 2 月 20 日

食料・農業・農村政策審議会

会長　上 原 征 彦 殿

農林水産大臣　松 岡 利 勝

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針の策定について（諮問）

食品流通構造改善促進法（平成３年法律第 59 条）第３条第１項及び食品流通構造改善促進法施行令（平成３年政令第 256 号）第７条の規定に基づき、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を別紙のとおり策定することについて、同法第３条第４項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別紙というのは資料３－５でございます。

以上でございます。

○上原分科会長　ありがとうございました。

ただいまの諮問内容につきまして、事務局から再び御説明をお願いします。よろしくお願いします。

○今井流通課長　流通課長の今井でございます。座って御説明させていただきます。

基本方針でございますけれども、資料３－２をごらんいただきたいと思います。食品流通構造改善促進法という法律が平成３年につくられておりまして、それに基づいて食品流通の構造改善を促進することを目的として農林水産大臣によって策定されるものでござい

ます。

この基本方針につきましては、食品事業者の方々が食品流通構造改善計画を作成される場合に、この基本方針に照らして適当かどうかという認定を大臣がするという仕組みになっております。

構造改善計画につきましては、中身によりまして、食品生産製造等提携事業を始めとして五つの構造改善事業に分けられますけれども、この基本方針に照らして適当だという認定が大臣から受けられますと、中段の下に書いてありますけれども、事業の実施に必要な資金について長期低利資金を政府系金融機関から貸しつけることができるということですとか、税制上の措置といった支援措置を受けられるという仕組みになっております。

この基本方針につきまして、情勢の変化に応じておおむね５年に１度、見直しをするということになっておりまして、今回は平成 14 年度の見直し後、四つ目の基本方針として策定したいというものでございます。

次に、資料３－３をごらんいただきますと、今回の基本方針策定に当たって、事務局で、学識経験者、業界団体の皆さん、企業の皆さん方にヒアリングを実施いたしまして、その概要を簡単にまとめております。説明は省略させていただきます。

資料３－４をごらんいただきたいと思います。基本方針の概要ということでございます。今回の基本方針案を策定するに当たっての特徴を２点まとめてございます。

食品の流通部門関係の事業者の創意工夫と御努力によりまして発展してきた分野でございます。施策の方向性を明示というところに書いてありますけれども、これまでの基本方針では、業界が独自に取り組まれるべき内容と国の施策が併記されていたという嫌いがございますけれども、今回の基本方針案では、国が講じようとする施策の方向性ができるだけ明らかになるように記述を心がけたということが第１点の特徴でございます。

第２点目といたしまして、従来、流通段階別に生産段階あるいは卸売市場段階、小売段階というふうに基本的方向を分けて記述しておりましたけれども、食品流通施策をめぐる課題として挙げられる品質管理ですとか、物流の効率化あるいは情報伝達といったことは、各流通分野に共通の課題あるいは連携を必要とする課題であるということから、流通段階別の記述を廃止いたしまして、各業態の連携を重視した記述に変更しているというのが２点目でございます。

中身につきましては、法律上、四つの事項について規定しなさいということが書いてございまして、その四つの柱に従いまして記述をしているところでございます。

一つ目の柱が食品流通部門の構造改善の基本的な方向ということで、流通機構の合理化のための構造改善と、流通機能の高度化のための構造改善と二つに分けて記述をしております。

２本目の柱は、食品流通の構造改善に資する事業として法定されております、先ほど挙げました五つの構造改善事業の実施に関する基本的な事項について記述をしているところでございます。

それから、裏側を見ていただきまして、３本目の柱は構造改善の促進に関する重要事項ということで、構造改善事業以外の施策で構造改善に資するような施策について記述をしているということでございます。

４本目の柱が食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき事項ということで、公正な取引の確保ですとか、環境対策について記述をしているところでございます。

以上、四つの事項に分けて記述をしておりますけれども、具体的中身につきましては、資料３－７をごらんいただきたいと思います。横長の資料で、関連資料がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、最初、１ページの右上をごらんいただきたいと思います。食品関連の最終消費額 80 兆円ということで、平成 12 年の数字を挙げさせていただいております。その８割が外食や加工品によるものでございます。これを 15 年前の昭和 60 年と比べますと、生鮮品としての消費が 2.5%減っているのに対しまして、加工品としては４割以上、外食としての消費は５割以上ふえているということで、食品の消費の姿が大きく変わっているということでございます。

これを受けまして、その下半分、流通の業態も大きく変化しているということで、小売部門においては食料品スーパーの店舗数、販売額の増加が特徴的だということでございます。それから、青果物、水産物の市場経由率は低下しているということはあるんですけれども、依然として、６、７割というシェアは確保しているということでございます。

２ページをごらんいただきたいと思います。こうした変化の背景にございます社会環境の変化と食品の消費性向について簡単にまとめております。左上をごらんいただきますと、我が国の世帯構造ということで、単身世帯と夫婦のみ世帯がふえているということでございます。平均世帯人員は、昭和 55 年には 3.3 人近くあったのが、最近では 2.5 人ぐらいまで減ってきているということでございます。

こういった世帯構造の変化がどう消費支出に影響してくるかというのが、その隣の帯グ

ラフでございます。２人以上の世帯になりますと、食材を買ってきて家で調理して食べるという食材の購入費が 55%と半分以上を占めているわけですが、それが単身世帯になると 33%と、３分の１に減る。かわりに、一番上ですが、外食が 38%と大きく比重を高めるということでございます。それに加えて、女性のさらなる社会進出といったこともありまして、食の外部化が進んでいるということでございます。

外食率の方は、右側の棒グラフを見ていただきますと、近年、若干減りぎみなわけですが、惣菜とか弁当を買ってきて食べるという中食率の方は依然として増加をしておりまして、全体としての食の外部化は進んでいるということでございます。

それから、下半分、食の安全をめぐって消費者の注目を集めるような問題が発生しているということで、Ｏ－157、ＢＳＥ、残留農薬の問題、あるいは食品企業の不祥事といったことで、国民の健康や食の安全性に対する関心は依然として高いという状況でございます。このほか、経済性ですとか、美食への志向というものも強くございまして、消費者ニーズは多様化しているということが言えようかと思います。

また、インターネットを利用した食料品の購入も、まだそのシェアは小さいけれども、ここ数年で始めたという方が多くて、急激に伸びていくのかという状況がございます。

次のページをごらんいただきますと、新たな基本方針のもとでの構造改善事業ということでございます。事業の中身自体は特段変わらないんですけれども、情勢の変化を踏まえて取り組みに当たっての方針を決めているということでございます。

一つ目の食品生産製造等提携事業といいます食品製造業者や食品販売業者と農林漁業者との契約取引の推進と、その連携を推進する事業については、自給率が 40%程度にとどまっている状況ですとか、地域経済の現状を踏まえまして、右側に書いてございますように、食料自給率の向上、地域経済の活性化を図る観点から農林水産物を地域産業資源として最大限活用すべく、農林水産業と食品産業の連携を強化するということで今後も取り組んでいくということにしてございます。

二つ目の卸売市場機能高度化事業という品質管理の強化、業務処理体制の整備、他市場との連携等によりまして、卸売市場の機能高度化を推進する事業につきましては、食料供給コストの縮減、食の安全・安心への対応のために、市場の統合ですとか、コールドチェーンの確立といったことに必要な施設・体制の整備を推進していくということにしてございます。

三つ目の食品販売業近代化事業という食品販売業の近代化を助長するために事業の共同

化とそのための施設整備、施設の近代化を推進する事業につきましては、高齢化、女性のさらなる社会進出、インターネットの普及等、社会環境の変化に対応した取り組みとして、いろいろ出てきています惣菜宅配ですとか、インターネットを活用した販売ですとか、電子タグを活用した物流管理や電子商取引の導入、衛生管理の強化、環境対策といった取り組みにつきまして、関係事業者の方たちを応援していくということにしてございます。

次の４ページから７ページまでは、新基本方針の今回のポイントになる点について、１枚ずつ紙をまとめているところでございます。

１点目の流通の各段階におけるコスト縮減、４ページの資料をごらんいただきたいと思います。コスト縮減という点では、これまでも流通機構の合理化といった目的のもとで、いろんな取り組み施策の推進をやってきたわけでございますけれども、昨年４月に、政府として食料供給コストを５年で２割縮減するという目標を定めております。その実現に向けて、昨年９月に、何をやるかということをアクションプランという形でまとめて策定しているところでございます。

今回は新たに工程表をつくるということで、こちらは資料３－６に基本方針の附属資料として横長の資料をつくらせていただいていますけれども、こういった工程表を策定いたしまして、いつまでに何をやるかできるだけ明らかにして、工程管理を行いながらアクションプランに基づく施策を着実に推進していこうということにしてございます。

例示で申しますと、資料３－６の３枚目を見ていただきたいと思います。物流の効率化ということで、上の方に「通い容器の普及」ということが書いてございます。

目標のところにも書いてございますように、通い容器の普及率は、平成 17 年度でいいますと、３％ということで、青果物の出荷の 97％は、現状では段ボールで出荷されているということでございます。段ボールは１箱 100 円いたしますし、つくる手間、つぶす手間、それから、一回使っただけで処理をするということで、環境負荷の点も非常に大きいということがございまして、通い容器を導入するべきじゃないかということが前々から言われております。

いろいろな関係者の方々による、いろいろな立場からの普及のための取り組みも今まで行われてきているわけですけれども、必ずしも十分な広がりを見せていないじゃないかということで今回、生産から小売にわたるまでの幅広い関係者に集まっていただいて、取り組み体制を構築していきたいということで、今年度内ということですので、来月、協議会を立ち上げるということを予定しております。

それによりまして、課題について関係者の皆さんに共通認識を持っていただきながら、本格的な普及に向けた取り組みを推進していきたい。４月以降、実務担当者によりまして、具体的な課題の解決策の検討、必要に応じて施策支援の強化ということも検討していきたいと考えているところでございます。

次に、また２枚めくっていただきますと、多元的な流通経路の形成ということが書かれてございます。先ほど御説明いたしましたように、食品の消費の姿が大きく変わってきている中で、食品の流通の姿も変わらざるを得ないということがございます。特に外食、加工品としての消費が８割を占めるようになっているということで、業務用需要にいかに対応していくか。それから、消費者が忙しくなっているとか、そういうことで簡便化志向が強まっていますので、それにどう対応していくかといったことで、例えばカット野菜工場なんかを整備していく必要がある。加工・物流機能の強化を図っていく必要がある。

その際に、卸売市場ないし、その周辺にそういった機能を整備していくということを、卸売市場施設整備事業ですとか、予算事業で広域連携アグリビジネスモデル事業をやっていますけれども、そういった事業ですとか、あるいは一昨年、制定されました新しい法律で、流通業務総合効率化促進法といったものに基づく支援措置を活用しながら、そういった機能整備を進めていくということが書いてあるところでございます。

また１ページめくっていただきますと、中段に農産物の公的紹介サイト「ＳＥＩＣＡ」の利用拡大ということが書いてございます。「ＳＥＩＣＡ」と申しますのは、全国の青果物の生産者が、栽培方法ですとか、セールスポイントあるいは自分たちの顔写真といったものの情報をインターネット上のホームページに無料で登録できるというシステムでございます。

登録しますと、８けたの番号が割り当てられまして、それを出荷する商品にラベルとして添付すると、そのラベルを見た消費者が８けたの番号をインターネットで入力して検索すると、こんな栽培方法で、こんな顔の人がつくっているんだということを見ることができるというシステムでございます。

ある意味で、大変安上がりなトレーサビリティ・システムということも言えるわけですけれども、一方で、具体的な取引ですね、生産者が需要者を見つける取引方法ということで、直接消費者というのもあるかもしれませんが、あるいは実需者あるいは流通業者、流通業者の皆さんも、こんな商品をつくっている人はいないかなというのを探すのに当たって、現状では口コミで探すということが多いと聞いているわけですが、生産者探しに業者

の方たちにも使っていただけるものとして、検索機能を強化したり、バージョンアップを図ったりしながら、登録件数もふやして、使い勝手のよいものにしていこうという取り組みを順次進めていくということにしているところでございます。

それから、３点目、この資料の１枚目に戻っていただきますと、卸売市場の改革の話が書いてございます。先ほど御説明いたしました卸売市場の再編、合理化の話が１枚目に書いてございます。２枚目には卸さん、仲卸さんの経営改革ということで、平成 16 年に卸売市場法が改正されまして業務規制の緩和がされたわけですけれども、その規制緩和を活用した形での優良事例の実態調査等を進めながら、優良事例の普及を図っていくということで、平成 21 年４月には卸売手数料の弾力化が控えているわけですが、それに向けて経営改革を進めていただくという取り組みを推進しているところでございます。

以上が工程表の関係の説明になります。

それから、資料３－７の５ページに戻っていただければと思います。資料３－７の横長の色刷りの資料でございます。５ページをごらんいただきますと、生産から小売に至る品質管理体制の強化ということで書いてございます。

産地段階で予冷をいたしまして、保冷車で輸送しても、卸売市場にくると温度管理が不十分で、コールドチェーンがそこで途切れてしまうという問題点が指摘されたりしております。

それに対する対応として、卸売市場で低温卸売市場の整備を順次進めていただいているところでございますけれども、それに加えて、産地側でＧＡＰ（グット・アグリカルチュラル・プラクティス）、適正農業規範の推進ということが行われております。

農業生産現場で食品の安全確保に向けて適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理いたしまして、それを実践、記録する取り組みでございますが、そういった取り組みが進められているというのを受けまして、卸売市場でも品質管理のために、規範に基づく品質管理の高度化を推進しているところでございます。今年度、マニュアルの策定等をやっております。来年度以降、それの普及をやっていくということにしているところでございます。

また、生産地でそういう取り組みもやり、卸売市場でもそういう取り組みを進めているということで、その先の小売の方でも、今後の５年間では適正小売規範といったものがつくれないかなと、それに基づいて品質管理の高度化を推進していくということを検討していきたいということを書いてございます。

次の６ページをごらんいただきたいと思います。食品の安全、消費者の信頼の確保に係る食品情報の提供ということでございます。これまでもＪＡＳ法等に基づきまして、表示の充実やトレーサビリティ・システムの導入促進が図られてきておりますけれども、消費者の関心や流通実態を踏まえた形で情報提供をするという意味で、いろいろ検討することが必要じゃないかという御指摘をいろいろな方からいただいております。

それを受けまして、規格表示のあり方について改めて検討する。あるいは、小売店での対面販売を通じた情報提供をもっと推進する。八百屋さん、魚屋さんといった対面販売で物を売っておられる、まさにプロの方たちから、「旬の魚はこれで、こんな食べ方したらおいしいよ、奥さん」という形で、いろいろ情報提供していただくというのも消費者のニーズに合致しているのではないかということで、そういった取り組みを推進する。あるいは、先ほど説明した「ＳＥＩＣＡ」を活用して、生産情報の提供を推進するということを進めていきたいと思っております。

それから、一番下に書いてございますが、取引実態にあった形でトレーサビリティ・システムの導入を促進するということとあわせて、電子タグ等を活用した物流の効率化システムとの組み合わせも検討したらどうかということを書いてございます。

それから、７ページでございます。食品産業における環境対策ということで、後ほど別途御報告がありますけれども、一つには食品リサイクルの関係で、食品循環資源の収集運搬から最終製品の利用までを含めた適切なリサイクルループの構築を図るといった形でリサイクルの取り組みを一層推進していく必要がある。

２点目、食品容器包装リサイクルにつきましては、昨年の法改正を受けまして、レジ袋の有償による提供ですとか、繰り返し使用が可能な買い物袋等の提供によりまして、容器包装廃棄物の排出を抑制するという必要があるということを書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

今の御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

早く終わる必要もありませんので、積極的にご発言をよろしくお願いします。

基本的には、私から言わせれば、まず効率的で安心と安全を担保するサプライチェーンの構築、それから環境対策の整備、消費者への的確な情報提供、消費者の個性化・多様化

に見合う多元的なチャネルの構築、などがキーワードとなると思います。基本的には現代の課題を網羅していると評価できますが、そのほか、これもというご提案等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この種の政策案としてはだんだん内容が具体的になってきましたね。この点は高く評価できると思います。

飛田委員。

○飛田委員　資料３－５については、今いろいろ御解説いただきましたものの方針の詳細ということですね、こちらについてもよろしいでしょうか。

事前にいただきまして、基本方針の案ですね、本日のタイトルでいうと資料３－５ですが、こちらを拝読させていただきました。

一つは、大きいところでは、新しく有機農業推進の法律が制定されるということでございますけれども、せっかくの見直しでございますので、この機会に新しい法律の趣旨を受ける形で何か取り込まれてはいかがかということを思いました。

○上原分科会長　それと流通とのかかわりを、ということですね。

○飛田委員　そうでございますね。

それから、細かいところで、２ページ目あたりでございますけれども、２番目の産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通という段落がございますけれども、ここのところで下から３行目に規格とございますね。

これですけれども、私どもは川下の消費者として食料自給率をできるだけ高めていくための一つの方策としては、大規模経営の農家の方たちの支援、新しい方針に基づく支援も大事だと思うんですけれども、小さいけれども、頑張ってやっておられるところ、その方々がつくられているものをうまく、その方たちの生産意欲とパワーを取り込むことも自給率を高めていく上では大変重要ではないかと実は思っております。

そういたしますと、ここにある規格が、確かに加工食品の消費が増加する中で規格化がうまくいって、加工業の方への商品の供給、生産物の供給がうまくいくための規格適合性が一方では求められていると思うんですが、さきに申しましたようなことを考えますと、ある意味では、規格の弾力的な運用といったらよろしいでしょうか、格外品の活用をしっかりとしていかないと、なかなか思うような形がとれないんじゃないかということを思いました。

ですので、規格への対応のみならず、その弾力的な運用といったらいいでしょうか、そ

ういうことをふと思いました、私も十分読み込めていないこともあるかもしれませんが。

その続きでいきますと、生産量に応じた加工がなされませんと、気候の影響とか、さまざまな作付けの関係で生産量の多い場合、年によっては不作の場合、波があるかと思いますけれども、そういったときに、加工とうまくその辺の呼吸をあわせて、あうんの呼吸と言ったらよろしいんでしょうか、していただけると、ありがたいのではないか。

したがいまして、加工する際に、季節的な変化、気候変動、その他、不測のさまざまな災害などもあり得ると思いますので、生産量に応じた配慮ということを、このところでは感じた次第でございます。

４ページ目で、例えば上から５行目あたりでございますが、「消費者ニーズに適切に対応し、高品質な食品を適切な価格で」と、そのようなことを私どもも望んでおり、また多くの方々のお世話になって供給を受けているわけでございますけれども、消費者の安全志向について、ほかでも触れていただいていますから、ここに入れるとすれば、「安全で高品質な」という文言を入れていただいてはいかがかと思います。

それから、情報ネットワーク化の推進、この下にございますけれども、ここのところで、（３）の３行目に、「食品の安全に係る情報等の」というところがあります。

たまたまこの間もある資料を見ておりましたら、国政モニターの方が食にかかわる不安感などについても答えておられて、数字を見ますと、農薬についての心配だとか、ＢＳＥとか、いろんな問題があるんですけれども、たくさん載っておりました。

そういうことなども拝見しますと、国政モニターの方は、ある意味では応募されてはいますが、無作為に抽出されている面があると思いますので大変参考になった次第ですが、食品の安全の前あたりに、例えばより具体的に、農薬とか、動物用医薬品とか、飼料添加物などのような文言があったり、また食の安全に係る情報だけでなくて、私たち関心としては、例えばそれが環境保全にかかわる問題ではどうなのかとか、水産資源でございますと国際的な水産資源管理に合致しているかといったような、少し細かくなってしまいますけど、そういったことなども消費者としては、これから見据えていかなければいけないということもありまして、情報ネットワークの中に、国際的な視野とか、安全性についての少し踏み込んだ記述をしていただいた方が、大変生意気でございますが、いいのではないか。こういった文章を書かれる側は大変でいらっしゃって、批判するのは大変身勝手ですけれども、そんなことを思いました。

もう一つ、７ページのところで、せりとか入札に係る効率的な処理体制の整備、その他

ということがありました。たまたまお話を伺ったことがあるんですが、小売の比較的小規模でやっておられる方のお話によりますと、市場でせりで落とした鮮魚なら鮮魚を店に持ってくるときに、産地をしっかり把握する、水揚げ港をしっかり把握するために、箱の表示をしっかりと記録して帰るんだそうです。ベテランの方ですから、もちろん大変な蓄積がおありになるので、メモで大丈夫なんだけれども、それでも水揚げ港とか原産地とか海域とか、そういった情報を漏れなく表示しようと思うと大変なんですよという、そういうことなんですね。

ですので、せりとか入札で効率的な処理体制をとっていただくとともに、情報の正確な伝達ですね、せりの際にお互い取引されるときの商品に関する、末端の私たちも知りたい情報でございますが、そういった情報の正確な伝達なども、こういうところでは行動化の中に含めていただくか、あるいは小規模の方にも利用しやすい配慮をしていただけるとありがたいんじゃないかと思ったりして拝読させていただきました。

それから、インターネット活用の取引がこれからだんだん進んでまいりますし、直接の通販、インターネット販売ということになりますと、個人情報保護の問題なども将来……。今も分野によっては問題が生じておりますけれども、こちらの分野でも、負の部分として、意識して対応をとっていただく必要があるんじゃないかと思います。

とにかく、小規模農家の出荷を確保するということが最初に申し上げたことなんですけれども、そういうことを中心として、できるだけ流通部門の構造改革が一部の方だけに終わらないような目配りをしていただければ、消費者としてはありがたいと思った次第です。

長くなりました。ありがとうございました。

○上原分科会長　小規模生産者の問題は有機農業ともかかわってきますし、この本論の中で多元化チャネルに言及していましたが、趣旨としては、一つのチャネルになると寡占化が進みますので、多元的なチャネルの構築をどうやって推進していくかということだと考えることができます。その辺の関係で取り入れさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員　２点ございます。

まず、統一的な電子商取引システムとサプライチェーンマネジメントが大きく取り上げられていると思うんですけれども、もう既に各業界の皆様はいろいろな取り組みを進めら

れていまして、統一的な電子商取引システムが果たしてできるのかな、これからまとめていくのは非常に難しいのではないかな、その辺の展望をどうお持ちなのかということが質問として１点です。

それから、サプライチェーンマネジメントにもかかわるんですけれども、経産省や国交省あたりがグリーン物流という取り組みを始めておりまして、かなり詳細なマニュアル等もつくられていますよね。そうしますと、ここでの取り組みも重なってくる部分がたくさんございますので、そことの連携等も御考慮いただきたいと思います。

２点目ですけれども、これは飛田さんからもお話がありました本論の９ページですけれども、食品商業集積施設整備事業という、小売店の取りまとめということだと思って非常に結構だと思うんですけれども、私、幾つかですけれども、全国を視察させていただきました。例えば地産地消で各地域でやっていらっしゃるお店といいますか、店舗がございますよね。そういうところの優良事例を拝見させていただいたんですが、マーケットについて余り把握されていないんですね。非常に繁盛していらっしゃるところに伺いまして、「ここにはどういうお客様が、どういうふうにいらっしゃるのか」というお話をしますと、「よくわからないですよね」という話がよくあります。

ここの内容のところもかなり細かく規定されているんですけれども、マーケットについては触れられていないんですよね。マーケットをちゃんとマーケティグ等をしませんと、つくってはみた、最初のころは物珍しさもあって繁盛したけれども、二、三年たったらねというのが結構あると思いますので、そのあたりもう少し踏み込まれた方がいいのではないかなと感じました。

以上です。

○上原分科会長　サプライチェーン問題について、事務局から情報があれば、お伺いしたいと思います。

○今井流通課長　国交省、経産省でグリーン物流の推進をやられていまして、私どもとしても、それにも連携しながらいろんな取り組みを進めていきたいと思っています。

ただ、現状において、農産物、特に生鮮食料品については、そこら辺の取り組みがおくれがちなのかなというのがあります。例えば商品自体の鮮度落ちが早いとか、いろんな品質規格があるとかという点で、ほかの商品に比べるといろんな難しさがあると思っています。

そのために私どもの方で、電子タグにしろ、モーダルシフトにしろ、実証実験とかやり

ながら、生鮮食料品特有の課題について解決を図りながら、まさにサプライチェーンマネジメントを生鮮食料品についてもできるようにという取り組みを進めてまいりたいと思っている次第でございます。そういう個別の商品ごとの難しさということが解決されれば、国交省、経産省とも、より連携を強めた形でグリーン物流の推進ができるかなと思っております。

それから、統一的な電子商取引につきましては、まさに長谷川委員がおっしゃられるように、各業者で取り組みを進めておられるというのは事実でございますけれども、次世代ＥＤＩの検討という形のものを経産省とも連携しながら、小売の業者にも入っていただいて、生産者、卸売業者にも入っていただいて、どういった形でやっていったらいいかという検討を始めているところでございます。

既に始められている部分もあるんですけれども、将来的なこと、10 年先、20 年先を考えていくと、統一的なシステムづくりが必要じゃないかということで、そこは省庁連携しながら取り組みを始めているところでございます。

○上原分科会長　ほかに御質問、御意見等ありましたら、お願いします。

生源寺委員、お願いします。

○生源寺委員　具体的な中身ではないんですけれども、この基本方針あるいは、そのもとになっている法律の構成は余り詳しく知らないのであれなんですけれども、基本的には、海外起源のものも含めて、国内の流通をカバーしているわけですね。今後は、恐らく海外への輸出の部分も相当意識する必要があると思うんです。

その場合に、役所の機構でいいますと、輸出促進室がカバーしている部分と、ここがカバーしている部分で切り分けることになるのか、あるいは問題意識を共有して考えた方がいいようなものもあるのかなという気がするんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○上原分科会長　ご発言との関連で、今の日本の流通を見ますと、流通地域が日本を越えまして東アジア地域に広がっています。ほとんどの大手流通業が東アジアのマーケットを見ながら動いている。その辺との関係を含めまして局長からのご発言をよろしくお願いします。

○岡島総合食料局長　まさに御指摘のとおりだと思います。

まず、生源寺委員がおっしゃられたように、これから、いわゆる攻めの農政というか、実態としても海外への輸出をかなり意識していかなければいけない。それから、上原分科

会長からもありましたように、現実問題として、かなりいろんな企業のいろんな商品が出ているという実態があると思います。

そういった中で、行政的には当然、国際部の輸出促進室が横断的には見ていくわけですけれども、それぞれの品目特性に応じて、それぞれどうあるべきかとか、どうなっているかということについては、私どもも十分意識しながらやっていく必要があると思います。

また、きょうは川田委員もいらっしゃいますけれども、例えば大田からどういうふうに流れていくとか、そういうこともあります。あるいは、きょうは秋谷委員なり池田委員がそれぞれの会社でつくられているものについても、かなり広域に流通していくと思いますから、それぞれの実態に即した形で行政として何ができるかということは考えていく必要があると思います。

○上原分科会長　ほかにいかがでしょうか。

秋谷委員、お願いします。

○秋谷委員　食品の流通部門の構造改善ということが全体のテーマですから、これから申し上げることが問題の整理としてどういうふうに結びつくかというのは私もよくわからないんですけれども、食料の輸出というお話もありましたが、逆に輸入している穀物を中心に、自給率からいったら、穀物は 20%ぐらいじゃないのかな、もうちょっとだと思うんですね。わかりやすく言っちゃうと、それが自動車と人間、動物の奪い合いになっちゃったということで、想像以上に需給のバランスが狂った今年は大きな変化のスタートになるんじゃないかと我々は思っています。

さっき飛田委員の御意見で、零細な農家ということですけれども、食品加工にも細かく地域に貢献している企業もありまして、そういった方々が原料を買えなくなっちゃうという状況すら起こり始めているということで、国際化の中で日本の食料というのはどうで、農業も随分遊んでいる土地もあるはずですから、総合的な食料政策の中で国内の流通はこうだということをみんなで心がけていかないと、この先、日本人が食べ物を買えなくなっちゃうという局面も出てくると思うんですね。みんな高い方に売っちゃうことはありますから、とにかく大きな曲がり角の去年、今年だなと理解していますので、発言させていただきました。

○上原分科会長　この問題は局長に聞いてみたいですね。

○岡島総合食料局長　まさに非常に重要な問題ですし、まず現状認識というか、世界の穀物需給について、秋谷委員おっしゃられたように、これまで人が食べるか、家畜が食べる

かというところに、自動車というか、エネルギーという第３の道が出てきて、特に穀物の需給構造が変わってきているというのは明らかだと思います。

それに加えて、今年、日本だけではなくて、欧米も含めて、非常に暖冬であるということで、天候の影響もこれからどう出てくるか。昨年の場合ですと、オーストラリアが大干ばつになって、それも引き金になって、かつエタノール需要があって、いわゆる世界の穀物相場がかなり上がってきている。ですから、短期的な部分と構造変化による中長期的な部分とか、さまざまな問題が絡んできていると思っております。

そういう意味で、今日のここの場で、いわゆる物流ということだけではないわけですが、全体として、日本だけではなくて、世界の食料需給についてどうあるのかということを、私ども省内でもこれから勉強していかなければいけない。

その上で、対外的にもわかる形で議論を進めていきたいと思いますので、その点で御指導いただければと思います。よろしくお願いします。

○上原分科会長　岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員　ちょうど話がそういう方向に回りましたので、私の方から一つ、二つ質問させていただきたいことがあります。

基本方針の方では、平成 16 年のベースで人口どうのこうのという仮説がございます。その後、少し先になりますと、平成 27 年度にというくだりがあるわけですね。そうしますと、基本的には向こう 10 年後の姿、果たして人口がどれぐらいで、どういう人たちが、どういう食べ方をしているんだろうかと、そういった 10 年後の将来像、青写真をベースに食料の供給ないしは今回問題になっている流通の問題ですね、この辺をもう少し整理して、それにあった施策を検討されてはいかがかと思うんです。

アメリカの場合、つい先日、向こう 10 年間の長期予測が出まして、個々の商品の将来像、それも人口構成等々マクロな経済予測に基づいた姿が出されて、そこから予算ないしは、これから農業法の審議が始まっていくと、こういうプロセスになっていますので、そういった消費構造の変化とか長期予測を示していただいて、そこからの議論にしていただいた方がわかりやすいんじゃないかなと思うんですね。

○岡島総合食料局長　非常に重要なことで、現時点においては、まさに新しい食料・農業・農村基本計画ということで、２年前に策定しましたので、その時点での諸元があってやっているわけでございます。今、御指摘のように、世界の食料需給等を見ていく場合には当然、我が国だけではなくて、世界の食料供給面、需要面、よく見ていかなければいけ

ないなと思います。

その際に、先進国もさることながら、いわゆるＢＲＩＣｓであります、特にお隣の中国であったり、インドであったりの食料需要構造が、中国については、一言で言えば、戦後高度成長期の日本に似ているのかなという印象を持っておりますし、一方でインドは若干違うのかなということがあります。

さらに、ＢＲＩＣｓに続くその他の経済成長が著しい国々が次の群としてあるわけですから、そういったところもよく我々としてもサーベイしながらやっていく必要があると思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

どんどん話が広がってきました。広がるだけの素材を与えてくれたという意味で、これは非常によい案だと思います。

皆様方からたくさん御意見が出ましたけれども、次の議題もあるので、もしよければ、この段階で、皆さんから出た意見をできる限り、もちろん政策問題ともかかわりますので、そういうことを配慮しつつ、私に修正をお任せ願えますでしょうか。そんなに悪いという意見はないので、これをもとにして、私に修正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

この後、この案をパブリックコメントにかけるわけでが、その後の修正も私に任せていただきまして、もし何かありましたら、改めて皆様方に問うことがありますが、原則としては、パブリックコメントにかかった後も、私に修正等を御一任いただければよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上原分科会長　どうもありがとうございました。

こちらにつきましても答申の手続に関して私に御一任いただきたいと思います。よろしくお願いします。

そ　の　他

○上原分科会長　議事次第のその他というのがあります。

当分科会の食品リサイクル小委員会が開催され、食品リサイクル制度見直しについて審議しましたが、小委員会の牛久保座長からこの点について御報告をいただきまして、この場

で審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○牛久保食品リサイクル小委員長　御紹介いただきました食品リサイクル小委員会の座長を承っております牛久保から、資料４－１と、これを御理解いただくために参考資料、食品リサイクルの現状ということで御用意させていただきました資料がございますので、それをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

まず資料４－１でございます。見直しの経緯ですが、御存じのように、食品リサイクル法が平成 13 年５月に施行されておりまして、おおむね５年ごとに基本方針の見直し、法の施行状況の検証を行うということになっております。

このため、第１回目の平成 17 年 10 月から食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会から、平成 18 年７月 27 日までの間、都合７回開催いたしました。その後、平成 18 年９月以降は、共管省であります環境省の中央環境審議会との合同で計４回、審議を重ねてまいりまして、最終的に平成 18 年 12 月 26 日に、今ここにございます最終取りまとめ案を整理いたしました。平成 19 年１月 26 日までにパブリックコメントを実施し、見直しについて議論を行ってきたという経緯でございます。

最終取りまとめ案は、食品リサイクルの現状と抱えている課題を踏まえつつ、今後の同制度の一層の発展のために、以下のような見直しの方向を提言いたしております。

その提言を御説明いたします前に、先ほどお話しました食品リサイクルの現状という参考資料５をお開きいただければと思います。

現状を把握していただくために御用意させていただいたグラフその他を見ていただきますと、13 年度から 17 年度までの食品廃棄物の推移をそこに示しております。左側のグラフが平成 13 年から 17 年までの食品廃棄物の年間発生量の推移になっています。一番左側が食品産業全体ということで、これを見ていただきますと、年間発生量はやや増加する傾向にあります。

次に、右側にございます食品循環資源の再生利用等の実施率の推移をお示ししてありますが、この食品循環資源という言葉は、食品廃棄物のうちで資源として活用できる有用なものについて食品循環資源という言い方をしております。再生利用等というのは、この法律ではリサイクルというふうに御理解いただければと思います。実施率の推移を、言い方として適切かどうかですが、川上の食品製造業から、川下の食品を消費する外食産業まで業態別に示してあります。ちょうど中央に赤い丸のグラフの推移がございますけれども、それがちょうど食品産業全体で平成 17 年には 52%という形になっています。

ここのところは、これも御説明を加えておきますけれども、業種全体として、これだけリサイクル率の実施を行っていただいているということですが、現行の法律では、食品関連事業者は少なからず食品廃棄物を発生している個々が再生利用等を実施をすることになっており、この数字はあくまでも個々の数字ではなく、業態全体をまとめたものですので、そこのところは御理解をいただいて、本文の４－１に戻らせていただきます。

（１）の再生利用等実施率の目標は、現行法では、先ほど申し上げましたように、食品廃棄物のうちで資源として有効なものの再生利用等の実施された率。ここで再生利用等といっておりますのは、再生利用には三つの手法がございまして、１段階目としては発生の抑制、発生抑制ですね、２段階目に再生利用、いわゆるリサイクルです。それから、減量という、この三つの手段を用いて、いずれかまたは個々に、そこにありますように業種業態にかかわらず一律食品関連事業者の方々の少なからず廃棄物を出していらっしゃる方は一律に 20%の実施率の目標値を設定しております。平成 13 年度における我が国の実施率は、先ほどのグラフでごらんいただきましたように、重量ベースで 52%となっている。

ところが、一方、企業個々の事例で見ますと、目標達成企業が全体の２割程度ということです。恐れ入りますが、資料の２ページをお開きいただきますと、重量ベースで全体としては 52%に達していますが、企業個々で見ますと、目標達成企業は全体の２割程度ということです。ですから、２割の企業の方々が実質的に先ほどお示しした実施率を押し上げている。ところが、大半の方たちは、なかなか手をつけていなかったり、手をこまねいているという状況だということになるわけです。

このように実態を踏まえまして、一層の推進を図る観点から、新たな目標値を設定する必要があるということでございます。

まず一つとしては、業種の特性を考慮して、業種別の達成目標を設定すること。川上のいわゆる食品製造業から発生する廃棄物は、産業廃棄物でございますので、排出者責任という意味合いで実施率も非常に高いということですが、いわゆる外食産業のように、利用者として我々消費者が介在しますと、消費者によっていろんな挟雑物、例えばたばこの吸殻ですとか、楊枝ですとか、薬の殻ですとか、そのようなものを入れられたりということもありますし、店舗でお考えいただいてもお分かりのように、１店舗で多種多様の廃棄物が少量ずつ出てくるということで、この実施がなかなか難しいという困難さがありますので、そういうところを一つ考慮すべき必要があります。

それから、個々の食品関連事業者に自社目標を設定させて、行政が適宜指導・監督して

いく仕組みを設けることが必要だと考えます。現行では、指導・監督的な行為をうたっておりませんので、推進するためにはそういう行為もあっていいのではないかということが議論されました。

それから、次のページ、２ページをおめくりいただきますと、（２）として、食品廃棄物発生抑制の推進施策のあり方ということで、現行の食品廃棄物の発生抑制につきましては、企業自身も量的に把握しづらい。ということは、廃棄物が出てくる量は食品関連企業、御想像いただいてもわかりますように、変動が大きいわけですね。月間、年間はもちろん、季節変動があり、非常に把握しにくい。

ところで、発生抑制というのは当然ありきでして、次にリサイクルが議論されるべきですが、この発生抑制を実際の数字であらわすことが非常に難しいという現状にあるわけです。ですけれども、業種・業態の事情が反映されておらず、取り組みが十分でないということがあります。

このために発生抑制に目標を立てて業種・業態ごとに設定して、なるべく努力をしていただくと。ですから、生産現場であったら、製造工程の見直しとか、小売、卸売であったら販売方法、外食産業なり消費現場であればメニューの見直しとか、そういうことも含めて発生抑制をしていただきたいということでございます。

それから、（３）の再生利用等の取り組みの内容の報告・公表のあり方ということです。再生利用等の取り組み内容を公表することは、食品関連事業者が自社の現状を把握し、改善を行う動機づけになるということでございまして、それは非常に有用であろうと考えます。大会社では、いわゆる環境報告書等々で、取り組み内容については公表されているケースがありますが、現行法では、それは個々におやりになられていることでして、報告や情報開示は義務づけられていないのが現状でございます。

このため、多量発生事業者、下に書いてございますけれども、いわゆる年間発生量が 100 トン以上の事業者、ここがちょうど罰則規定がございまして、実施率が適正に行われていない場合には罰則規定のボーダーが、年間発生量が 100 トンという数字で区切られております。

それらが多量発生事業者ということでございますけれども、多量発生事業者に対し再生利用等の実施状況について報告を求めて、情報公開を行って、どのように適正に行われているかということを報告していただく必要があろうかということでございます。

それから、（４）に再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方ということです。

資料の３ページ、４ページにかかわることでございます。現行の制度では食品廃棄物の再生利用、いわゆるリサイクル手法としては肥料化、飼料化、油脂･油脂製品化、メタン――これはメタン発酵でエネルギー化です――、その四つの手法に限定されております。

どの廃棄物であっても普遍的に割合と簡便的にできるだろうということで取り入れた手法で行っていただくようにしております。現行法では、この四つが手法として取り上げられておりましたけれども、優先順位は現行法では示してございませんが、先ほどもございました穀物類の価格の高騰等とか、飼料自給率が低迷しているということも考慮に入れて、そのような社会情勢から、見直し議論の最初から話が出ておりましたけれども、飼料自給率の向上を図る観点から飼料化を優先すべきであると。ということは、食品廃棄物は、我々が食べなかったり、食べずに廃棄するもので非常に栄養価が高いものを含んでいるということで、当然、飼料化していく価値のあり、資源としては非常に有効である。そういう観点からも含めて、飼料化を優先すべきであります。

２番目に、再生利用の製品の需要、技術の確立の状況、環境等の負荷を考慮した上で、四つの手法では限りもありますし、四つ以外の手法で再生利用する等の手法も考えられるので、それを追加し、検討していく必要があるということもつけ加えております。

それから、（５）です。広域的・効率的な再生利用の促進のあり方ということで、これは最後の参考資料の５ページのリサイクルループという考え方に基づいて循環の輪の促進を議論しております。食品循環資源の再生利用を一層推進していくために、再生利用品の原料として安定的に供給できる仕組みを整える。廃棄物ですので、先ほど申し上げましたように、発生量に変動がございますけれども、なるべく安定的に供給する仕組みを考えていかなければいけない。

ところが、製造されたリサイクル製品が確実に利用される、いわゆる出口議論をやらないと、つくっても出口がないというのが実質的に非常に大きな問題でして、そこのところを考えていかなければいけないということで、この図にお示ししてありますように、リサイクルループというものを構築して、入り口から出口まで一つのループが構築できるような考え方をとりたいということです。食品関連事業者がリサイクル製品の肥・飼料等を利用して、生産された農畜産物を購入する取り組みを制度として認定する。現状でもございますが、認定された場合には、食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるように考えられております。

ですから、個々の店舗で広域に営業しているという形が次の（６）ですけども、広域的

に食品廃棄物を集めませんと、多量で品質のいいものも、また安定供給ができませんので、そういう収集が可能となるように、運搬・収集の方法についても、廃棄物処理法の適応範囲の特例の適用を拡充するというふうにしていただく必要があるということも提言をしております。

それから、（６）としては、チェーン店方式による事業展開による食品関連事業者のあり方です。現行法では、食品循環資源の再生利用等の実施はチェーン方式で事業展開している事業者であっても、経営主体ごとに評価していることから、フランチャイズ店のような全国展開をされているところにあっては、非常に再生利用等を実施するために困難が多い。

それを店舗単位で評価することになっており、非効率的な状況にあるということが指摘されております。このため、例えばチェーン店では本部機能を有する部署が、多いと思いますので、そのチェーン全体を指導できる食品関連事業者にあっては、チェーン全体で一つの事業者とみなしてリサイクル等に取り組んでいただいた実績をもとに、行政の指導等の対象としてできる処置を講じて、なるべく広域に食品廃棄物の効率的な資源化に結びつけていければということが必要だということです。

以上、主として六つの項目が見直しの概要ということでお話しをさせていただきました。資料４－２が食品リサイクル法の見直しについての取りまとめ案ということで本文ということになっております。以上、御報告をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○上原分科会長　牛久保先生、どうもありがとうございました。

これに基づいて皆さんから御意見、御質問等をお受けして審議に入りたいと思います。いかがでしょうか。

○長谷川委員　御説明いただいたときに私、聞き忘れたのかと思うんですが、たしか 100 トン以上の対象事業者が１万 6000 から１万 7000 社と伺ったんですけれども、この事業者で総排出量のどの程度なのかを教えていただきたいんですけれども。

○上原分科会長　室長、お願いします。

○西野食品環境対策室長　大体５割強。

○長谷川委員　ありがとうございました。

○上原分科会長　ほかにいかがでしょうか。

飛田委員、お願いします。

○飛田委員　ただいまの御説明をお伺いしながら、もしかしたら、もう御議論の中でいろいろなさっておられるのかもしれないことですが、一つはごみの発生抑制で、特に食の外食化が進み大勢の方がとられるわけでございますが、一方では高齢化が進んできております。

私も高齢の仲間といいましょうか、先輩たちと食事に行ったりしますと、中に必ずレストランで例えば「ライスは半分にしてください」とか、「このおかずは食べ切れないから、何か容器ないかしら」とか「うちの猫たちにあげるわ」、そう言って持って帰られる方があるんですね。

先ほどのお話の中でリサイクルループの活動をもう既に日本フードサービス協会の方がお取り組みいただいているということでございますけれども、例えばセット価格を、ごはんの多少によって変えていただくような形で、小食向きのライスを用意していただいたり、例のこまとも関係があるのかもしれませんけれども、メタボリックシンドロームなどについて多くの人が不安を抱いて過ごす昨今でございますので、選択のできるメニューの提供とかカロリー表示、原材料表示もお願いしているところですが、特にフードサービスの場合には、そういったきめ細かな御配慮いただけるとありがたいと思っております。

それから、発生抑制ではなくて、もう一つリサイクルの中にバイオディーゼルが再生利用の用途別仕向け割合の中に入っていないようですが、これは何か理由があるんでしょうか。

○西野食品環境対策室長　ＢＤＦは入っております。油脂製品という中にはＢＤＦもありますが、ＢＤＦの量は極めて少ないです。日本では既に廃食用油というのはえさ用に大量に流れておりまして、そこが主流になっております。

○飛田委員　以前、廃油の問題なども、秋谷委員も御出席でいらっしゃっておられるので、「よろしくお願いします」とお願い申し上げたことも思い出すわけでございますが、ここの消費者の部屋の展示だったと思いましたが、北海道の方がテンサイでしたか、私うっかりして記録とらなかったんですけど、費用的には大変だし、設備面でも苦しいけれども、始めていますということを展示されておられて、バイオディーゼルを、食のかすからうまく利用されて、むだなく利用しようということを進められているお話を伺ったんですね。

そういう新しい取り組みなども支援していただいて、非常に苦しいとおっしゃっておられたものですから、自治体の協力もさることながら、国でも後押しをしていただいて、そのような取り組みが、それこそエンジンがかかるように力をかしていただけるとありがた

いと、そのときに話を伺いながら思いました。

この問題では、今お話を伺いながら、そのようなことを感じた次第でございます。ありがとうございました。

○西野食品環境対策室長　今、飛田委員がおっしゃったＢＤＦ等には国を挙げて支援をしております。エネルギー価格が上がったということもございまして、国を挙げて支援をしております。

問題なのは、ＢＤＦの施設をつくったけど、廃食用油が集まらないという問題がございまして、そちらの方が悩みになっております。

○牛久保食品リサイクル小委員長　先ほどのメニューの提供のことについては、もちろん企業の実態がございますが、私もいろんなところでお話しさせていただくときに、確かに私どもが外食レストランに行きますと、「大盛りにしますか」ということは聞かれますけれども、「中盛り、小盛りにしますか」ということは、確かに聞かれないケースが多い。

それは料金を変えていただかなくても、そういうサービスがあってもいいのではないかと考えます。価格を安くしていただく分には大いに結構な話ですということは申し上げていますが、外食側にもいろんな事情がおありのようです。しかし、先ほどお話しましたように、そういうことも発生抑制の中での対策として講じていただきたいということは強くうたっております。

それから、ＢＤＦにつきましては、先ほどお話しましたように、技術としては当然認めておりますし、バイオマス・ニッポン優良表彰事業があります、もちろん御存じだと思いますが、その中の優良表彰事例に京都市がＢＤＦへの利活用で農林大臣賞を受賞されております。京都市は、市長さんの車、バス、廃棄物収集車のパッカー車等にＢＤＦを実際に使っております。京都の基準が日本の基準にとの、議論があるようです。

もう一つの事例は、秋谷委員の御専門かもしれませんけれども、ナタネ油ですね。菜の花プロジェクトで、最初の栽培から廃食用油の利用の方向までという事例的では社会的に認めていただいて、実際にごらんいただける事例もあるかと思いますので、そういう面でもバックアップをお願いできればと思います。

○上原分科会長　加倉井委員、お願いします。

○加倉井委員　食品リサイクルというのは全く知らないものですから、ちょっとびっくりしたんですが、再生利用の用途別仕向けというのが肥料化、えさ化、油脂製品化、メタン化と並んでおりまして、これは文学部出身の方が書いたんじゃないかと思うような感じな

んです。これは同率じゃ、同一の考え方ではないような気がするんです、サイエンスとしては。えさにすれば、堆肥として肥料にもなるし、えさにしてふん尿になれば、それがメタン化できますし、いろんな意味で再生の意味がまるっきり違うものを横に並べたような気がするんですよ。

一番大事なのは、ここにも書いてあるからいいんですが、飼料化が優先であって、食品なんだから基本的に炭水化物とたんぱく質と油脂でしょう。極めてレベルの高いものですわな。それをメタン化にするのは捨てると同じじゃないか。あるいは、肥料化というのも、どちらかといえば捨てるに近いんじゃないか。それと同率で飼料化があるというのは、サイエンスの話としてはまるっきり違うんじゃないかという。

ここに飼料化優先と書いてあるからいいんだけど、この並べ方は、こんなふうに決っているんですか。

○牛久保食品リサイクル小委員長　特段決まっているわけでございませんけれども、先ほどの資料の４ページを見ていただくと、我が国における食品廃棄物のリサイクル、これは法律を制定する前からももちろんですけれども、やっていらっしゃる行為の比率的に高い順に並べると、こういうふうになるということで、４ページを見ていただいてもおわかりのように、肥料化がトップで、その次に飼料化という順番になっております。

ですから、そういう観念を変えていただこうというので、現行法に対して今度、新しい見直し議論としては、加倉井委員がおっしゃっていただいたように、飼料化というのは当然トップに来るべきで、資源としての考え方をもっと優先的にしましょうということが、小委員会でも冒頭からそういう議論があったということで御報告させていただきます。

○上原分科会長　ほかに御意見、御質問ありますか。

○長谷川委員　先ほど質問させていただいたところで数値がわかってきたんですけれども、中小規模の事業者が出されているものが 50%近くあるということで、そこに取り組むって非常に重要だと思っているんですね。

今、牛久保先生のお話の中で、ＮＰＯ等の取り組みの事例もお話しされていただいたので結構なんですけれども、私、神奈川県でＮＰＯの基金といいますか、補助金の審査をしておりまして、毎年、必ず２、３件の関連の事業が上がってまいります。ただ、なかなかうまく回らないだろうということで却下することが多いんです。

そこでいいますと、12 ページにありますような地域におけるリサイクルシステムのあり方について、かなり支援をしっかりやっていかないと回っていかないのではないかなと

思いますので、この点が非常に重要であろうと。

それから、リサイクルループのところでも、大企業ですとか業界単位でおやりになれば、これでかなり可能になったのかなというふうに喜ばしいことなんですけれども、中小規模でいいますと、もう少しリサイクルループの範囲を拡大しないと難しいのかなという、直感なので、どこまで検討されているかわからないんですけれども、そういう懸念がございます。

もう一点ですね、エコフィードは飼料安全法ですとかエコフィードガイドラインということで担保されているのではないかと思いますが、安全性の問題ともう一つ、生き物ですので、食品残さをエコフィードにする場合に不安定なんですね。そういうお話を幾つか伺いましたので、えさとして食べる動物たちのこともアニマルウェルフェアで考えていただきたいなというのが一点ございます。

以上です。

○上原分科会長　今のお話について情報があったらお願いしたいと思います。

○牛久保食品リサイクル小委員長　確かに食品関連企業は中小零細が非常に多いものですから、配慮をすべきだということも含めて、いずれにしろ、ループの中でグループ化して、先ほどお話しましたように、ロットを大きくすれば安定化するということは当然ありますので、そこら辺も十分に考えてという議論も十分させていただいております。

飼料の問題ですけれども、エコフィードということで、ガイドラインも、品質の認証制度とかいろんなことで担保していこうということで全国食品残さ飼料化行動会議で、エコフィードについての議論が行われております。

先ほどお話しがありましたように、飼料は飼料安全法で保証されておりますけれども、その前に食の安全・安心という議論から考えますと、食品についても食品安全法でチェックを受けていますので、チェック機能が何度も効いており、そういう意味での食品廃棄物からのエコフィードは、現状としては安全ではないかという議論をもとに、このエコフィード議論とか、リサイクル議論とか、もろもろの議論をさせていただいてきた経緯だということでございます。

○西野食品環境対策室長　今の牛久保先生のお応えで尽きているんですが、小さなループのお話ですが、私ども平成 19 年度から 6900 万円ほど予算をとりまして、地域ごとに、地域で出る食品系廃棄物を市町村と排出者が一緒になって飼料化、肥料化に取り組みましょうという場合に助成をやることも考えております。

○上原分科会長　いかがでしょうか。

○飛田委員　一つはライフサイクルアセスメントの考え方ですが、これはなかなか大変だと思いますけれども、食品工業の方もＬＣＡの評価を受けておられたり、国際的な認証システムの枠組に入られてといいましょうか、認証を受けておられるところがあります。

これからを考えていく場合、全体的に多角的な取り組みが必要だと思いますので、食品にかかわる方々にＬＣＡの問題について御理解を深めていただいて、例えば省エネの場合、トップランナー方式でマークなどが附されたわけですが、こちらの分野でも、例えば発生抑制、減量化に成功した、あるいは再生利用の取り組みが非常に優秀であったといった目安が欲しい。もちろん再生利用品の安全性の問題なども肥料、飼料等においては重要なポイントだと思いますが、さまざまな仕組みをつくってはずみがつくように、一生懸命なさったところは評価され、地球温暖化の問題にも貢献するし、地域社会にも貢献するという仕組みになると、私どもも今よりはいろんな意味で気持ちよく、大量のごみを出しているという意識を持たずに、持たなければいけないかもしれませんが、利用させていただけると思いますので、ＬＣＡのいい仕組みをお考えいただけたらと思っております。

○西野食品環境対策室長　ありがとうございました。

飛田委員のおっしゃったとおり、定期報告というのは、優良な事例をトップランナーとして御紹介して、おくれている方の参考にしていただく。それから、すぐれた取り組みについては、前に加倉井委員からも御指摘あったんですか、優良なところは評価をしていくと。これは既に予算をとりまして、たしか牛久保先生がその検討会の座長をおやりになっていると思いますが、エコアクション 21 などとも組んでやることを考えております。

○上原分科会長　ほかにいかがでしょうか。

もしないようであれば、いろいろ御意見出ましたけれども、今回の取りまとめ案は、これはこれで本分科会として承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上原分科会長　それでは、承認したいと思います。

牛久保委員、ありがとうございました。

外も寒いから早く終わろうというのがきょうの私の戦略でございまして、うまく行ったとみずからを評価しております。

それでは、これからの本分科会のことにつきまして、事務局より御説明をお願いします。

○今井流通課長　長時間の御審議、まことにありがとうございました。

本日の御審議によりまして、平成 18 年度中に再編措置の内容を決定することとされておりました五つの卸売市場すべての再編措置を決めることができました。本年３月に公表させていただきたいと考えております。

また、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針につきましては、先ほど上原座長からもお話しありましたように、パブリックコメントを経まして、本年４月の公表を予定しております。

今後の総合食料分科会のスケジュールでございますけれども、現時点で時期が明確になっている審議事項はございませんけれども、総合食料局関係の各施策の進捗状況に応じまして、委員の皆様方の御意見を賜る機会を適宜設けてまいる所存でございますので、今度もよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

閉　　会

○上原分科会長　これをもちまして、本分科会を閉会したいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。